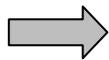


# 非常変災時その他緊迫事態における対応について

滋賀県立八日市高等学校 教務課

○滋賀県全域または県内の特定の地域に「特別警報」・「暴風を含む警報」が発表されている場合

① 午前6時 の時点で「特別警報」・「暴風を含む警報」が発表されている場合



自宅待機をして、午前10時までに警報が解除されたら安全に十分配慮をして登校してください。

② 午前10時 の時点でまだ「特別警報」・「暴風を含む警報」が発表中の場合



学校は臨時休校（自宅学習）とします。

○「その他の警報または注意報」（大雨、洪水、大雪等に関するもの）の場合

「その他の警報または注意報」の場合は、原則、平常どおり授業等を行います。ただし、地域によっては、通学路や交通機関の状況等が異なる場合がありますので、無理をせず、安全に十分配慮をして、登校してください。なお、登校が困難な状態の場合には、学校へ連絡をしてください。

○公共交通機関が遅延・運休の場合

公共交通機関が遅延・運休の場合は、状況によっては、始業時刻の繰り下げ等の措置を行います。各交通機関の運行情報などに注意をし、登校が可能になった時点で、安全に十分配慮をして登校してください。（公共交通機関で遅延証明をもらってください。）

※上記と異なる対応を取る場合や、その他必要な連絡がある場合には、連絡メールや学校ホームページ等でその旨をお知らせしますので、確認してください。